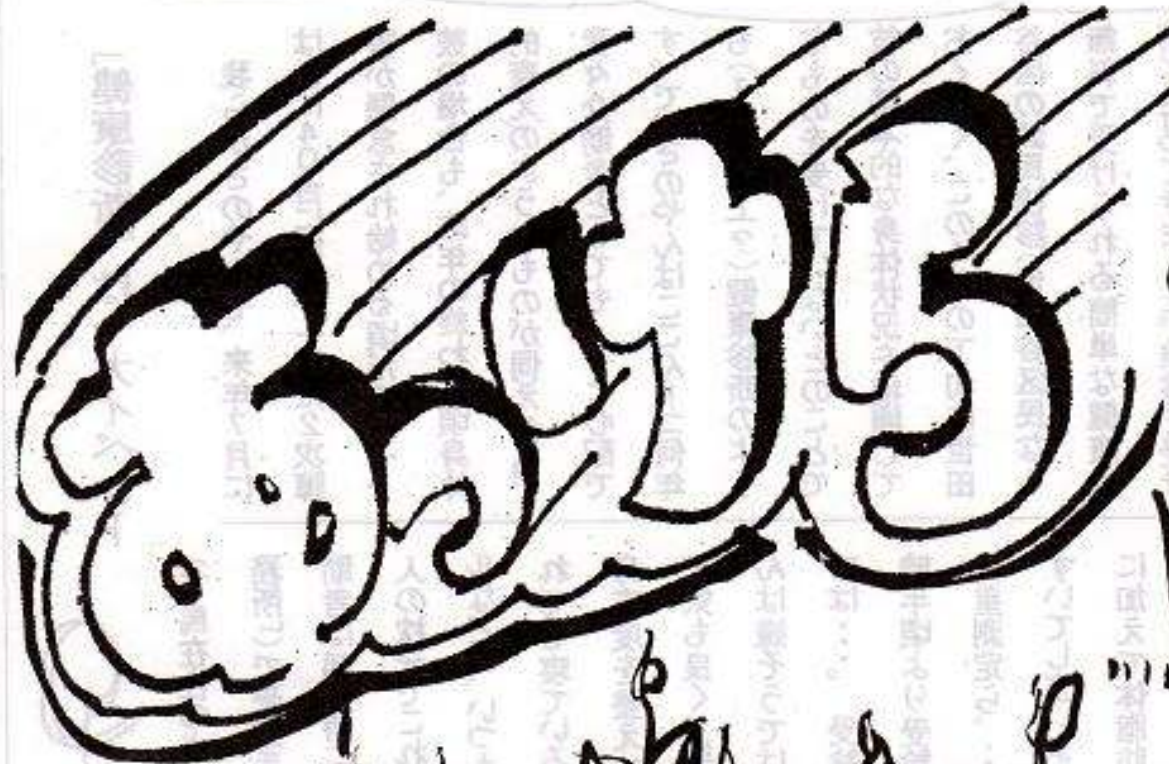


SSKO

ガチャバンとともに生きる会通信



17号

09.4.30



目次

- * こんなこと・あんなこと..... 2~4
- * 陳情趣旨採択5
- * 介助連ニュース6~7
- * 支援法見直し法案ほか.....8~9
- * 福祉新聞より.....10
- * ミヨさんのひとこまマンガ.....11
- * ガチャバン総会案内.....12

特定非営利活動法人ガチャバンとともに生きる会

〒154-0002 東京都世田谷区下馬2丁目20番15-205号

TEL・FAX 03-3413-3647

Email: gatyaban@s5.dion.ne.jp

郵便振替口座00100-6-724813

定価50円

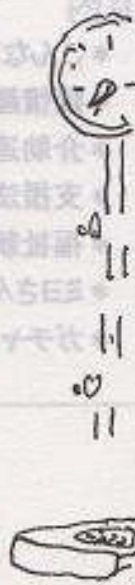
こんなこと・あんなこと

「健康診断」は一大イベント

我らがさのやんも、来年7月には遂に40台に突入。一般に2次障害が懸念され始める頃だそうで、彼の場合も、昨年の終わり頃身体的衰えのようなものが伺えた為、我々介助者としても、ちと心配です。で、さのやんは「こんと」何年も(10年以上?)健康診断のようなものを受けていないとのこと。彼の基本的な身体状況を把握しておくべく、この4月の下旬に世田谷区の区民検診(世田谷区民なら無料で受けられる簡単な健康診断)に行ってきました。検診を受けるには事前の予約申し込みが必要で、当日の午前9〜10時に会場



(下馬在住のさのやんは区庁舎近くの「都税事務所」で受診手続きを行なうとのこと)で、介助者は朝8時にさのやん宅へ。まだ寝ている本の枕元でこれ見よがしに持ち物(水筒やタオルなどの、いつもの外出セット)を揃え、何とそれでも寝ているさのやんを仕方なく起こし、身支度を整えて会場へ。その日は朝から天気も良く、単純に外出が楽しいのか、さのやんは嫌そうではありませんでした。その時点では……。受診手続きと簡単な問診の後、9時半頃より受診開始。まずはお約束の身長/体重測定。……が、いきなりその段からつまづいてしまいました。今時らしく、身長と体重に加えて体脂肪までが同時に測れるというハイトク測定器を用いての計測だったのですが、「その上に乗り、背筋を真っ直ぐ伸ばして数秒静止する」という工程が、さのやんにはどうし



ても踏めないのです。続く視力検査でも、やはりハイテクな検眼機(昔ながらの「上」「下」「右」「左」というヤツではなく、「光っている箇所をスイッチボードで示す」みたいな感じ)がさのやんには馴染まず、ここでも数値なし。世田谷区民なら誰でもオープンに受けられるこの検診ですが、「身体的な障害を持つ区民が受けに来る」という場合は想定していなかったようで、それでも「ヨロが」バリアフリーな優しい看護士さんお二人と介助者が3人掛かりで頑張ったものの(勿論、本人も)、どうしてもダメ。肝心の機器類がバリアフリーではないので「うっう……。その後、検尿ではトイレでおしっこが採取出来ず(「起床後に済ませた」ということもあったと思いますが、緊張して出せないような感じもしました)、採血(要するに、注射)は全力で拒否。で、結局、ちゃんと受けられた



のは聴診器による内診チェックだけだったでしようか。うっううう……。今回は、「さのやんに受診に慣れてもらい、介助者も勝手を把握して置く」といった狙いもあったので、取り敢えず、検診に行ったこと自体は無駄ではなかったと思います。いやー、「健康診断」が、こんなにも大変なイベントだったとは……。問題は山積。今後も、色々と講じて行かなければなりません。

(介助者N)



ガチャパン一日体験実習

私は愛知県にある大学に通う学生で、大学に通いながら豊田市にある知的障害者入所厚生施設でアルバイトをしています。施設では知的障害者の利用者に関わる難しさなどの問題にぶつかることがありました。そんな中、もっと多くの障害者に出会い、障害を抱える利用者にはどのような問題があるのか、また支援者側の支援の方法など大学の講義で学ぶだけでなく、現場ではどのようなことが

行われているのか、自ら出向き体験をすることで何か得るものがあるのではないかと思いました。今回大学の講師であるIさんに相談したところ、ガチャパンを紹介していただき、三日間の実習をさせていただきます。実習を行う際、身体的な介護の経験のなかった私は少々戸惑いながらの実習でしたが、佐野さんの方から私にコミュニケーションをとっていただくことで不安なく最後まで続けることができました。最終日には「こぶたの会」の花見にも参加させていただき、実習だけでなく様々な面で周りの方にお世話になりました。

この経験は、残りの学生生活や就職を考える際に繋げていけるような身になる実習になりました。

ガチャパンのみなさんありがとうございます。

(那覇)

ガチャパンお花見の会

土曜の会リポート 春

こんにちは。すっかり暖かくなり、冬が大嫌いな僕はうれしにかぎりです。

先月4月4日にいつもの土曜の会のアウトラシア版でお花見を下馬図書館前の公園で行ってきました。昨年も同じ場所で行いましたが、今回はちょうど満開の頃。私達以外にもたくさんの人達がお花見をしていました。今回はまたちらし寿司を作ろうと思っていたので、僕は事務所で材料を仕込み、その間にシャチョウやサカイさん、ホリさんに場所取りをしておいてもらいました。会場に着くと回りはパーベキューをやっていたり、ダンスを踊っていたり、去年よりだいぶ賑やかです。ほどなくガチャパンのメンバーも揃い乾杯！普段はお酒をほとんど飲まない皆さんもビールやチューハイを片手にホロ酔い気分。シャチョウやホリさんもすでに顔が赤い(笑)。顔が広いママさんは他の花見の席にも珍入(笑)たまたま

通りかかったサノやんの昔からの知り合いの方も同席し、満開の桜を楽しみました。僕はと言えば、オードブルをよそってあげても食わずにポータブルゲームに熱中している子供達の気を引こうと、その子らの駄菓子をわざと盗み食い(笑)したのですが、逆に「食べていいよ」と軽く流される始末!(泣)。ちらし寿司も好評のうち無くなりましたので、寒くならないうちに帰り支度となりました。来年はもっと大人数でやりたいと思っています。

ところでこの四月から私、池田がガチャバン土曜の会の新しい担当になりました。今後よろしくお願いいたします。前号でも書きましたが、最近どうも食事会の参加メンバーもいつも似たような人選ばかりに…。気心の知れた仲で食べるのも良いのですが、花見の翌週の4月11日は池田の友人、知人を三人ゲストに呼び、ガチャバンの皆さんに紹介しました。皆さん僕と同年代の男性(30代)です。二人は某電気工事会社の

監督さんで、もう一人は配達の仕事をしているがらドラムをやっている男性です。部屋に入るなりいきなり、サノやんの「漫画を読んでくれ攻撃」に一瞬びつくりしながらも、皆さんすぐに打ち解けてくれ、シャチャウと一緒に買物に行ってくれたり和やかな交流ができました。また、ママさんは今回のお客さんである三人に進んでお茶を出してくれたり、女性ならではの気遣いを見せてくれ、食事中にはゴハンのお代わりを超てんこもりによそってあげて「食べきれるかなあ…」と心配顔の三人を「男なんだからこのくらい食べなさいよっ!」とシツタゲキレイしたりしていました(笑)。ケンチャンは突然の来客に少し落ち着かないようでしたが、ケンチャンがカチカチと物を叩く音にドラマーのMくんは「かなりリズム感がいい!」と絶賛。三人を紹介してははじめはすぐには打ち解けなかったノリちゃんも、得意のトランプをみんなでやった後はなにやらMくん相談事(恋愛相談?)をしてい

たようでした。参加した三人からも「また遊びに来ますよ」と言ったうれしい言葉が聞け、僕としても呼んだカイがありました。これからもこの土曜の会を良き交流の場にしていきたいと思っています。

(池田)

◆「ガチャバン土曜の会」毎月の第1・2・3土曜日にガチャバン事務所で午後二時～五時を目安に開催しております。



「精神障害者」への居宅介護サービスを安定的に提供するための 陳情」が趣旨採択! —24/4 世田谷区議会福祉保健常任委員会—

この請願主旨についてはあっけらP6に載せましたので参照してください。世田谷区が精神「障害者」への公務員ヘルパー派遣をこの9月をもって廃止させることに對すること待ったをかけるために私たちが提出したものです。4月24日の福祉保健委員会では仲間が趣旨説明を行い私たちも傍聴しました。

趣旨説明：今公務員ヘルパーが担当している60名(1月現在)をすべて民間に移すことは受け入れ事業所の体制がなく無理がある。(現在派遣しているのは19事業所のみ)。事業所は人材確保もままならず経営的にすべてが厳しい状況であり、中小の事業所は報酬改定でも大きなアップは期待できない。区が今年度行う研修の充実なども、9月廃止をするならもっと以前から行うべきだ。介助を要する「精神障害者」は対人関係でも周りの環境でも状態の不安定さがあり、そのことに丁寧に寄り添っていくということを抜きには介助は成り立たず、高い「対人能力」が求められ人材の確保がたいへん難しい。しかも報酬は「家事援助類型」のため単価が低い。状況に応じて[身体介護]で付けるべき。退院直後や困難なケースについてはまず「公務員ヘルパー」が担い、そこから民間につなげていくという仕組みを作してほしい。

区の回答：4月現在で47名(1~3月の間に6名が派遣中止、4名が民間へ)を6月末までに民間移行させる計画。支援法開始時に「3年間」を目途に区が事業所になり見直し時期が来た。民間活力導入はノーマラ・プランの方針。事業所も増えている。5.1%報酬改定で事業所の一定の安定性も確保できると期待。一昨年の実態調査で事業所の課題は把握しており本人家族状況も各保健福祉課で把握している。移行は十分な説明を重ねて進めていく。「身体介護類型」については、法規則にもとづいてやっている。

議員質問：公明党の板井議員を中心に各議員から疑問やきびしい意見が相次いで出されました。現在の47名を6月末までに移行完了させる見通しはあるのか。職員からは強引な移行計画づくりがされているとも聞いている。9月廃止は区側の都合で、民間受け入れ先のことは全く考えていないのでは。9月廃止は柔軟に考えられないのか

区回答：(佐藤保健福祉部長)「9月を目標に廃止する。6月末までに民間移行を終え9月までの3ヶ月間で事業所の清算をする。あくまで6月末でどこまで進んでいるか、それがポイント。5か所の事業所がすべて9月廃止にならず、ずれ込む事業所もできる可能性もある」

採択の結果：[スケジュール優先主義になってはいけない。移行する人が路頭に迷うことがないように]「くれぐれも慎重に」等各会派が意見を述べ、全会派一致で「趣旨採択」となりました。今後は部課長交渉を通して追及していくこととなります。

「精神障害者」への居宅介護サービスを安定的に提供するための 陳情」が趣旨採択! —24/4 世田谷区議会福祉保健常任委員会—

この請願主旨についてはあっけらP6に載せましたので参照してください。世田谷区が精神「障害者」への公務員ヘルパー派遣をこの9月をもって廃止させることに對すること待ったをかけるために私たちが提出したものです。4月24日の福祉保健委員会では仲間が趣旨説明を行い私たちも傍聴しました。

趣旨説明：今公務員ヘルパーが担当している60名(1月現在)をすべて民間に移すことは受け入れ事業所の体制がなく無理がある。(現在派遣しているのは19事業所のみ)。事業所は人材確保もままならず経営的にすべてが厳しい状況であり、中小の事業所は報酬改定でも大きなアップは期待できない。区が今年度行う研修の充実なども、9月廃止をするならもっと以前から行うべきだ。介助を要する「精神障害者」は対人関係でも周りの環境でも状態の不安定さがあり、そのことに丁寧に寄り添っていくということを抜きには介助は成り立たず、高い「対人能力」が求められ人材の確保がたいへん難しい。しかも報酬は「家事援助類型」のため単価が低い。状況に応じて[身体介護]で付けるべき。退院直後や困難なケースについてはまず「公務員ヘルパー」が担い、そこから民間につなげていくという仕組みを作してほしい。

区の回答：4月現在で47名(1~3月の間に6名が派遣中止、4名が民間へ)を6月末までに民間移行させる計画。支援法開始時に「3年間」を目途に区が事業所になり見直し時期が来た。民間活力導入はノーマラ・プランの方針。事業所も増えている。5.1%報酬改定で事業所の一定の安定性も確保できると期待。一昨年の実態調査で事業所の課題は把握しており本人家族状況も各保健福祉課で把握している。移行は十分な説明を重ねて進めていく。「身体介護類型」については、法規則にもとづいてやっている。

議員質問：公明党の板井議員を中心に各議員から疑問やきびしい意見が相次いで出されました。現在の47名を6月末までに移行完了させる見通しはあるのか。職員からは強引な移行計画づくりがされているとも聞いている。9月廃止は区側の都合で、民間受け入れ先のことは全く考えていないのでは。9月廃止は柔軟に考えられないのか

区回答：(佐藤保健福祉部長)「9月を目標に廃止する。6月末までに民間移行を終え9月までの3ヶ月間で事業所の清算をする。あくまで6月末でどこまで進んでいるか、それがポイント。5か所の事業所がすべて9月廃止にならず、ずれ込む事業所もできる可能性もある」

採択の結果：[スケジュール優先主義になってはいけない。移行する人が路頭に迷うことがないように]「くれぐれも慎重に」等各会派が意見を述べ、全会派一致で「趣旨採択」となりました。 今後は部課長交渉を通して追及していくことになります。

介助連ニュース 2009年4月号

発行：公的介助保障を要求する世田谷連絡会 連絡先：HANDS 世田谷 Tel.5450-2861

2009年度予算 ヘルパー派遣時間の上限アップ要求にゼロ回答

4月8日、介助連は区から今年度予算についての説明を受けました。区全体予算が2.7%増、障害者福祉費全体で6.6%増だそうです。しかし、「今年度の障害者関連の居宅介護予算は、すべて前年度のまま据え置かれ、時間増はなし」と言うゼロ回答でした。説明では、区内に24時間介助を入れて生活している利用者が17名いることを把握しています。つまり、その人たちに17時間分しかヘルパーを認めず、無保障の7時間については、利用者の自己負担や事業所の持ち出し、介助者の無償労働でかろうじてまかなわれている実態を知りながら、そのまま放置してもよいと言っていることと同じです。みなさん！対区交渉で区を追及していきましょう！日程が決まり次第お知らせします。

秋山保健福祉部長は定年退職し佐藤部長に、障害者施策推進課長が本橋課長から山本課長に替わりました。5所の保健福祉センターの障害福祉課長も世田谷、北沢、砧が替わりました。これまでの積み重ねを、マイナスから再度積み上げていかねばなりません、ともに頑張っていきましょう！

区直営精神障害者居宅介護事業所廃止問題で区議会へ陳情提出

介助連は、区内の居宅事業所と共同で、今年の9月末での区の精神障害者居宅介護事業所廃止計画の見直しを求めて区と区議会各会派に対して、さまざまな取り組みを行ってきました。その結果、区議会で複数の会派が、私たちと同様の趣旨で質問をしてくれましたが、区はあくまで廃止を強行する方針です。区は、事業所廃止に伴い公務員ヘルパーの削減を進めており、緊急対応も民間任せが基本とされ、区民のセーフティネットの崩壊と表裏一体の問題です。3月9日、私たちは『精神障害者』の地域生活の充実を求める連絡会」として以下の陳情を区議会に提出しました。最短で、4月24日に福祉保健常任委員会で審査が行われる予定です。

「精神障害者」への居宅介護サービスを安定的に提供するための陳情

要 旨

1. 「精神障害者」の区居宅介護事業所を廃止（公務員ヘルパー派遣の廃止）（2009年9月末予定）するにあたっては、「精神障害者」を対象とする区内民間事業者70箇所（平成20年4月現在）の実態等を至急に調査し、民間事業者によるサービス提供体制が十分に可能か否かについての現状を明らかにしてください。また、在宅の当事者や家族等の置かれた現状についても実態を調査してください。
2. 「精神障害者」への居宅介護の支給決定にあたり、恒常的な人材不足の解消と事

4月から事業所への報酬単価が改定されました

この4月から、事業所が受け取る報酬単価が改定され訪問介護の単価も値上げされます。ガチャパンでもシュミレーションを行いどの程度のアップが見込めるのかを見極めたうえで、多少は労働条件の見直しにつなげられるものと考えています。ただ、この見直しで担い手が安心して働ける職場になっていくのか疑問です。どの事業所でも仕事から殆どのヘルパーさんは短時間のつなぎつなぎで入っており、「利用者」の都合でキャンセルになっても通常は保障もないわけです。それが「登録型」のヘルパーの実態ですから。そもそも今の「支援費制度」は「契約制度」といって「市場」に任せその論理で生きていくことそれ自体に必要な公的な介助保障を担わせるところに根本的な間違いがあります。「使い捨て労働」の典型的な職場になっているのは必然です。

たくさんの「お客さん」のところへ短時間の派遣をいくつも積み重ねてやっと採算が合う仕組みです。当然少しでも割のいいお客さんを確保するのが事業所の仕事で、単価設定が安い「お客さん」は採算が合わないので敬遠されます。どこの事業所でも商売ですからまず採算です。その前提があって初めて「真心」が来ます。

ガチャパンでは、昔からのガチャパン仲間への派遣が中心ですから、地域での自立生活への長時間介助が主になっていますのでその点まだまだ恵まれています。でもこのような制度のもとでしか仲間たちの地域生活を支えられないのかと疑問に思いつつ今日もパソコンをたたいています。



どれだけ増えるか収入はワクワクとパソコンをたたくは商売人の手（サザエ）

■障害者自立支援法 改正法案が国会に提出されました。(ただ審議入りのめどは立っていないようですが…)

[福祉新聞より] 解説文を載せます。カッコ内※印はこちらで付けました。

政府は3月31日、障害者自立支援法の改正案を閣議決定し、国会に提出した。与党が2月に方針を示していたように、利用者負担は家計の負担能力に応じたものとするを法案に書き込んだ。障害者の定義については発達障害者が含まれることを明記し、障害程度区分については名称を障害支援区分に改めることなども盛り込んだ。

法案は、改正の趣旨を「障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための支援の一層の充実を図るため、利用者負担の見直し、障害者及び障害程度区分に関する定義規定の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実など制度全般について所要の見直しを行うこと」だとしている。

中でも利用者負担の見直しは大きな柱だ。障害福祉サービスを利用した場合の負担は、現行では原則を定率1割とした上で負担軽減策を取っているが、改正により、負担は「家計の負担能力に応じたものとするを原則とする」とした。いわゆる「応益負担」から「応能負担」に変える。（※どのような基準で応能負担になるのか未定）

また、障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額が別々に設定されているため、両方を必要とする人の負担が重くなる問題を解決するため、合算して負担を軽くすることにした。（※自立支援医療については別途負担）

定義に関わる条項に関しては、障害者の範囲の見直しがある。発達障害者支援法に発達障害の定義があることから、これを引いて、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを自立支援法に明記する。高次脳機能障害も対象になることについては、通知などで明確にしていく。

障害程度区分も定義を見直した。定義は「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とし、名称を「障害支援区分」に変える。区分そのものも抜本的に見直す。

（※知的「障害者」が低く区分値が出る問題は当初から指摘されていたにもかかわらずその見直しは遅滞として進んでいない）

相談支援を充実させることも今改正の狙いで、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置する。また、地方公共団体が自立支援協議会を設置することを明記し、法律上に根拠を設ける。さらに支給決定プロセスも見直し、支給決定する前にサービス利用計画案を作成し参考にするようにした。（※本人の意に反した計画が行政や事業所主導でつくられる危険性がある）

障害児支援の強化に関しては、児童福祉法を一部改正し、障害種別に分かれている現行の児童福祉施設を障害児入所施設（入所）か児童発達支援センター（通所）かに一元化する。入所施設の実施主体は引き続き都道府県とするが、通所については市町村とする。放課後等デイサービスの創設も明記した。

支援の充実に関しては、グループホーム・ケアホーム入居者に対して費用を助成する。また、これまでは地域生活支援事業の中で行われていた重度視覚障害者の移動支援を個別給付に移し、「同行援護」として創設することを盛り込んだ。

なお、改正法の施行日は、1年半を超えない範囲内において政令で定める日としいる。障害者の範囲は公布の日に、障害程度区分、相談支援に関する項目、障害児支援に関する項目は2012年4月に施行する。



北海道で障害者条例成立

差別・虐待のない暮らしへ

圏域ごとに「地域づくり委」も

北海道議会は3月27日、「障害者権利条例」を全会一致で成立させた。条例の目的は、障害者(児)の権利擁護と、差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進することだ。道の責務として、条例の目的に沿った施策を実施しなければならないことを定め、財政上の措置に努めることや、道内の地域間格差の是正に配慮することなどが規定されている。圏域ごとに「地域づくり委員会」も設置される。

条例の名称は「北海道障害者及び障がい児の権利並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」。障害者運動を受けて、立法法の動きは2008年2月ごろ始まった。自民

が障害者団体へのヒアリングや知事も参加するセミナーを行ったほか、民主党は「暮らしづらさ」に関するアンケート調査やシンポジウムを実施。各党派で協議を重ねた条例案が09年3月11日に道議会へ提出され、27日に成立した。

行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が相互に連携することの差別を防止し、暮らしづらさを解消し、障害者の権利を最大限に尊重することの保健、医療、福祉、労働、経済、教育などの分野で総合的に取り組むこと

道は施策を実施しなければならず、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。定義に関する条文では、「障害者」は障害者基本法

に規定する身体・知的・精神障害者とし、高次脳機能障害者と発達障害者を含むとした。この定義は医学的な機能障害を対象を狭める可能性があるが、例えば「移動手段の確保」条項は「障害の別・程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動手段が確保されるよう」と書くなど、障害を狭くしすぎないための工夫が見られる。

また「差別」の定義や「差別禁止」と表現する条項は設けられなかったが、その原因となる対象者に改善指導することができると、

改善が見られなければ、推進員は知事に勧告を出すよう求めることができ、知事が勧告しても改善されないケースは、知事が勧告内容を公表することもできる

まことにした。

「フィンランドにも取り組んでいた。事業者や広く関係者の意見を聞きながら作り上げていくプロセスがこれから始まると考えている」

千葉県の「障害のある人も

ない人も共に暮らしやすい

千葉県づくり条例」があり、若手県や愛知県などで

「中野孝浩・保健福祉部

条例の施行日は「規則で定める日」とされており、成立を受け、道は「おおむね1年の準備期間が必要だ

ら始まると考えている」

千葉県の「障害のある人も

ない人も共に暮らしやすい

千葉県づくり条例」があり、若手県や愛知県などで

設け「道・道民等は学校、公共交通機関、職場などで合理的配慮に努め、差別や不利益な扱いをしてはならない」と規定した。

例えば就労支援に関する条項では、「道・事業者・使用者は障害を理由に採用の拒否、解雇・賞金・昇進等の労働条件や労働環境において不利益・不当な扱いを行わないよう努めなければならない」と書くなど、差別禁止の理念がにじむ条項も見られる。さらに、虐待に関しては独立した「虐待の禁止」条項を設けた。

これらの規定を実行する仕組みとしては、道が圏域ごとに「障害者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置することになる。委員会には知事が委嘱する「地域づくり推進員」が置かれ、虐待や権利侵害事案について事実調査を行える。

また、同委員会で協議した結果、著しい暮らしづらさがあるを判断した場合は、その原因となる対象者に改善指導することができると、

「障害者への配慮」条項を

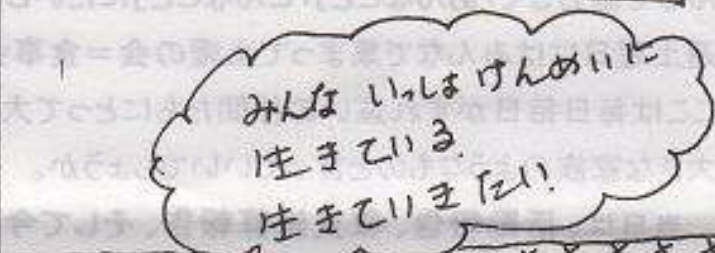
千葉県づくり条例」があり、若手県や愛知県などで

連載 週さん(92才)です

毎日が全力投球

33 うかつに声出すと...

34 乙女心



「金持者は生きろ」という
障害者が、貧しい
社会の取り方
人から高令者が、生まれない。労働者と
一帯に革命は



私は 道州制 絶対反対!
国は 軍・外交・治安... 色一帯に。
分割された 道州 独立 地方政府が
医療・福祉・雇用・教育... 民生す
べてを 自己決定 = 自己責任!
自己負担、自主財源! だて?
金にほらない事業は できなくなる
リストラ、首切り... 大独占の意のママ
許さないぞ!





特定非営利活動法人ガチャバンとともに生きる会



第4回定期総会のご案内

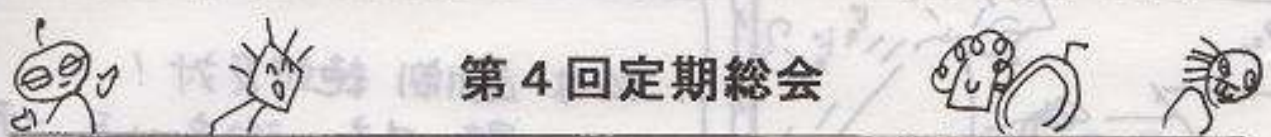


早いものでガチャバンとともに生きる会も4年目に入りました。介助者も20名半ばとなり充実してきましたが、それでも介助スタッフは不足しておりぎりぎりの運営です。4人の仲間たちが日々介助者をいれながら街で暮らしており、そのほか常時3人ほどの仲間たちの生活を支えています。あたりまえのことですが日々いろいろなことがあり、おこります。そこを、担当介助者を中心として、またガチャバンスタッフがみんなて協力して「あんなこと」「こんなこと」にたいして相談しながら進めています。毎週土曜日にはみんなで集まって土曜の会＝食事会を中心にワイワイやっています。ここは毎日毎日がすれ違いの仲間たちにとって大切な顔合わせの場です。理想は大きな家族のようなものと言っていいでしょうか。

当日は、活動報告、収支決算報告、そして今年度の活動計画等について話し合いたいと思います。(会員か否かに関わらずご参集ください。)

なお、当日総会終了後は例によってささやかながら懇親会を行いたいと思います(同じ場所)。こちらのほうも合わせてご出席をお願いします。

特定非営利活動法人ガチャバンとともに生きる会



第4回定期総会

5月30日(土) 14:00~16:00

都営下馬団地内北町集会所和室

(下馬図書館の目の前)

地下鉄三軒茶屋駅徒歩10分(下馬2-4)

連絡：酒井 070-5563-1475

